

## ○薩摩川内市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第384号。以下「実施要綱」という。）第2条第1項第4号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における個別への移動の支援を行う。

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、実施要綱第5条に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者程度等級表のうち視覚障害の程度が1級又は2級の者

(2) 脳性麻痺等による全身性障害者・児で、その障害程度が1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又は準ずる者

(3) 一人で外出が困難のある知的及び精神障害者・児（ただし、行動援護対象者を除く）

(4) その他必要と市長が認める者

(利用対象事項)

第4条 利用対象となる事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出、通学等の通年かつ長期的にわたる外出等は、利用対象の外出としない。原則として1日の範囲で用務を終えることが可能な外出とする。

(1) 市役所等の公的機関への用務のための案内及び介助

(2) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加の観点から次に掲げる案内及び介助

ア 市が一般市民を対象として主催する各種行事に出席するための外出

イ 学校行事への参加のための外出

ウ 冠婚葬祭のための外出

エ 奉仕的活動のための外出

オ 生活必需品の買物のための外出

カ 文化、スポーツ及びレクリエーション等の生活の質的向上を図るための外出

キ 社会参加促進の観点から市長が特に認める外出するときにおいて、適当な付添いを必要とする場合

(費用負担)

第5条 事業に必要な必要不可欠な費用については、利用者負担とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、市長に移動支援事業利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を(地域生活支援給付費)支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）又は、却下決定通知書（様式第5

号)により当該申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 事業の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、支援の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に移動支援事業変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(変更等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その変更しようとする内容を審査し、事業の内容の要否を決定し、(地域生活支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第4号)又は、却下決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。